



## C O N T E N T S

|                           |    |                                 |       |
|---------------------------|----|---------------------------------|-------|
| 職責 副代表幹事・弁護士 高橋正人 .....   | 02 | 13年間の刑事裁判を終えて思うこと 幹事 本村 洋 ..... | 04    |
| 会員の声 宇治川勝義 .....          | 02 | 活動報告 .....                      | 04~06 |
| あすの会のこれから 代表幹事 林 良平 ..... | 03 | 関東・関西・九州地区集会、幹事会報告 .....        | 06~07 |

## 死刑制度について

幹事 松尾 明久

平成24年3月29日午前10時46分、駅のホームに居た私の携帯に、A新聞の記者より「今朝、上部死刑囚を含む3人の死刑が執行されましたが、ご存知ですか」と連絡があった。私はエッ!と思ったが、記者に「間違いではないですね」と聞き直した。その後も報道関係から続々と知らせがあり、執行されたことが事実と判明した。

事件から12年6カ月、死刑が確定してから3年7カ月、奇しくも150回目の月命日に執行されたことに事件の因縁を感じる。

死刑が確定してから今日まで、いつかは執行されると信じていたが、それでも憎むべき犯人がたとえ獄中であれ同じ空気を吸って生きていることを不快に思い、遺族感情と言われようと、私たちの税金で生かされていることに違和感を覚え承服できないでいたことが正直な気持ちである。

今回の執行で犯した罪に対し正当な罰が下されたことで、裁判で死刑が確定した時の区切りとは異なり、事件に対する大きな区切りとなった。事件のことは生涯忘れることはできないし、彼の犯した罪を赦すことはできないが、命で罪が贖われたことで、心の中で区切りをつけ、気持ちを整理したい。

今回、1年8カ月振りに死刑が執行されたが、早速、新聞紙上に死刑廃止や執行停止論者、日弁連、その他、執行に対する抗議や非難が出た。これまでも死刑執行の度、あるいは死刑判決が下されると、様々な意見が述べられ議論されるが、その大半が死刑廃止論者の意見である。しかも反対の理由がいつも同じように、死刑は残酷である、死刑廃止は世界の潮流だ、また中には死刑は野蛮な行為だと、何かのひとつ覚えのように唱え訴えている。だが、死刑囚でもある加害者が、どれほど残酷な行為で

無残な殺し方をしたか、その犯行には全く触れないで死刑を議論するべきではない。廃止を論じる人たちが、私と同じように最愛の家族を残酷な犯行で殺されたら、それでも同じように死刑廃止と訴えられるのか聞きたい。犯した罪に値する罰が下されるのは当然であり正義である。

国際人権団体は、冤罪の可能性がある限り執行を進めるのは問題だとの意見を述べている。もちろん冤罪の可能性を疑われる死刑囚がいるとしたら、慎重に審理すべきは言うまでもない。また、死刑は国が人権を重んじていないとも言っているが、死刑囚(加害者)が自分勝手な理由で人を殺め、生存権を奪い、人権を踏み躪っており、今さら加害者の人権をとやかく言うのは筋違いであろう。

一部には死刑の存在が凶悪事件を引き起こす一因になっている・・・という意見もあるようだが、私は間違っていると思う。凶悪犯罪には極刑をもって臨むことが正しい在り方と信じる。

「死刑制度は存続すべき」である。

2009年の世論調査で、死刑容認85.6% 死刑廃止5.7%と、国民の大多数が死刑制度を支持している。死刑廃止は世界の潮流と言うが、廃止しているEU(27カ国)でも、今、凶悪犯罪が起きる度に死刑復活の議論が起きている。大手調査会社アンガス・リードの世論調査では、復活を支持する人が50%、反対が40%と出ている。

死刑について、廃止や存置の議論をし、意見を述べるのは自由であり結構だが、殺された被害者にも人権があり、生きる権利がある。それを理不尽に奪われたことを忘れてはいないか、しっかり考えてほしい。

現在の死刑制度を維持して、その法に携わる人は職務として、しっかり職責を果たしていただきたい。

## 職 責

副代表幹事・弁護士 高橋 正人

裁判長が首を大きく横に振った。その光景を今でも鮮明に覚えている。私が、殺人事件の被害者参加弁護士を受託したときの法廷での出来事である。

事件は、若い娘さんが知り合いの男性に殺された事件である。被告人は法廷で何度も泣き崩れていた。殺人事件であれば、良く見る光景と言えば光景である。しかし、私はそれを冷え冷えとした心境で検察官の隣に座って見ていた。おそらく被害者参加をされたご遺族も同じ気持ちであったであろう。誰がうわべだけの謝罪をされて、納得などできるか！

そもそも、翻って考えてみたい。仮に心底からの謝罪だったとしても、償うこと自体、できないのではないか。犯罪には、反省すれば償える罪と、反省しても償えない罪があると思う。傷害であれば、傷も完治し、治療費も全額払い、100回土下座でもすれば、ひょっとしたら被害者は加害者を許す気持ちになるかもしれない。罪を償ったと評価しても良いかも知れない。

しかし、殺人は別である。遺族は事件前の生活には戻れない。遺族にとって被害の回復などありえない。加害者が反省し、真人間になれば、殺された娘や息子の命が戻ってくるなら、いくらでも反省し、真人間になって欲しいと思う。でも、いくら反省し、更生したとしても殺された被害者の命は戻らない。だからこそ、遺族は、命をもって償って欲しいと思っている。

私が、先ほどの事件の法廷でこのような意見を述べ、訴えてみた。裁判長は横に首を振った。しかし、裁判員全員と若い裁判官は、大きく頷いて聞いてくれていた。「法の世界」にどっぷりとつかると、被害者の声は聞こえなくなるらしい。

松尾明久氏が寄稿しているように「現在の死刑制度を維持し、法に携わる人は職務として、しっかり職責を果たしていただきたい。」と訴えている。私も含めて法曹会に生きる人間は今一度、被害者の声を踏まえた職責とは何かについて考え直してみても良いのではないか。

## 会 員 の 声

### 10年待った死刑執行

会員 宇治川 勝義

10年前の平成14年7月31日、横浜で私の両親と甥が、姉の再婚相手だった古澤友幸により殺害されました。

平成19年12月7日に死刑判決。そして平成24年3月29日に死刑が執行されたことを、病院のテレビニュースを見て知りました。漸くこれで両親と甥も、少しは安心できるのではと感じました。そして姉にもこのニュースを見てもらいたかったのですが、目の前で事件が起き、苦しい思いをした姉は、古澤の死刑執行を知ることなく3年前に事故により他界しました。

私は、もっと早い死刑執行を望みます。10年待ってやっと執行されたという思いと苛立ちを覚えました。許されるものなら、自分の手で敵討ちをしたいというのが一番の望みでしたから、死刑執行のニュースは遺族にとって何よりの吉報だと考えます。人を殺したからには、それなりの報いがあるべきだと思います。

死刑囚を管理するのに多額の国の費用を使っていることを知りました。死刑囚に多額の費用を支出するのなら、被害者・遺族にも費やすべきではないでしょうか。

時が経っても、あの時の無惨な姿を忘れることはできないし、古澤に対しての憎しみは、自分が死ぬまで変わることはありません。これからも、生きている限り私と妻の心の傷が癒えることもありません。

これまで「古澤が生きている限り、自分は死ねない。お墓を守らなければいけない」と思い続けてきたのですが、今は張りつめた糸が切れ、心に穴が空いたような状態です。

最後に、天国の両親、甥、姉の心の傷が癒えてくれることを望みます。不謹慎かも知れませんが、あの時、誰か一人でも無事でいたなら、私たち以上の苦しみを受けたものだったでしょう。

## あすの会のこれから

代表幹事 林 良平

代表幹事に就任以来1年余りが過ぎましたが、身の丈に合わない重責であり皆様の思いにどう応えられるのか呻吟している毎日です。

1995年1月25日、阪神大震災の8日後、大阪西成区の医療機関で働いていた看護師である妻が見知らぬ男にいきなり腰背部を出刃包丁で突き刺されました。命はかろうじて助かりましたが腰の筋肉が上下に切断された為、17年が過ぎた今でもその後遺症である強い痛みに苦しんでいます。身障者第一種2級でモルヒネを服用しなければなりません。長い間、医療費負担がのしかかってきました。

犯人は逃亡し、2010年時効が成立しました。あすの会は、時効撤廃についても活動を展開し、この年の4月27日時効制度が廃止されました。悔しいことに、時効撤廃後の6月28日、東京浅草のパチンコ店でイザコザを起こした男が犯人であることを認めましたが、時効で罪を問えません。この犯人を許すことはできないとの強い思いから民事訴訟を起こしました。「本当は医者をやりたいかった」と電話した男の動機を知りたいと不起訴記録の開示を求めましたが、肝心の部分はマスキングされていました。しかし再度開示請求を行ったところ、ほぼ全てが開示され、勝訴することができ「被害者の知る権利」が一步前進したと感謝しています。

事件から丸17年が過ぎ、この間のことを振り返ってみますと、

(1) 医療費の自己負担は被害者にとって家計に重大な影響を及ぼします。しかしもっと多面的に見ますと、医療費は保険制度で成り立っていますので、本人負担3割の残り7割は国民全体の負担です。一昨年、妻は2級になり本人負担はゼロになりましたが10割全てが国民の負担になったわけです。犯人はこんな事すら理解せず時効後の自由を満喫しているのでしょう。

(2) 時効後の民事裁判だったので、あすの会の活動の成果である2000円の印紙代で提起できる損害賠償命令制度が利用できず、負担がのしかかりました。

(3) 夫婦共働きでしたが、事件で妻の収入がなくなりました。私は当時、医療従事者として午前中は医療機関で勤務し、午後2時から鍼灸院を経営していましたが、子供二人の育児と家事等で閉院せざるを得なくなりました。結果、従業員を解雇せざるを得ませんでした。妻と鍼

灸院経営の年間実収入700万～800万が家計から消えました。預貯金が無くなり、借金生活となりました。

(4) 犯給法が改正され、過去の被害者を救済する為の基金を設立することが基本計画で決められましたので申請しましたが却下されました。

(5) 民事裁判では勝訴しましたが、拘束力がないため、犯人からの補償は受けられていません。犯人は路上生活者で行方不明です。拘束力があつたとしても支払い不能です(多くの被害者の方が実感されていることと思います)。

以上、私の家庭だけでもこれだけの問題点を挙げる事ができます。会員の皆様も様々な問題点を抱えておられるはずです。

今、残されている大きな課題は経済的補償制度です。退任の際「被害者が飯を食べない状況は改善されなければならない」と岡村前代表は指摘されました。

あすの会は基本計画5年後見直しで、新たな補償制度を提案しています。今の一時金支給制度に加え、年金制度、医療費・介護費の被害者負担を無くすこと等です。そして最も大事なのが「今現在、困窮する被害者を救済する」ことです。「過去に遡及しない事」が当然という扱いを受けてきましたが、基本法に反する思考としか言いようがありません。

新しい制度の見直しも始まっています。これらの問題解決には、皆様からのご意見が寄せられること、それらを集約してフィードバックし必要な事を進めていくことが私の役目だと思っております。

## 13年間の刑事裁判を終えて思うこと

幹事 本村 洋

平成11年4月14日、私の妻(23歳)と娘(11ヵ月)が18歳の少年に殺害されました。

事件発生当初は全国的な報道はほとんどされませんでした。私が法廷への遺影持ち込みで山口地裁と争ったことや検察側が少年へ死刑を求刑したことなどから「光市母子殺害事件」として次第に社会の関心が集まるようになりました。

刑事裁判は、事件が発生した平成11年8月から山口地裁で始まり、紆余曲折した裁判は平成24年2月の最高裁で死刑判決が下されて、ようやく終結しました。事件発生から実に13年の歳月を費やしました。

私の事件が発生した平成11年当時は、刑事司法に「犯罪被害者の権利」という概念すらありませんでした。今でも裁判を傍聴するために遺族が傍聴券を求めて裁判所に朝早くから並んだことを思い出します。

それが、この事件の裁判が終結した平成24年には「犯罪被害者等基本法」や「被害者参加・損害賠償命令制度」など、様々な犯罪被害者の権利を保障する法

律が整備・施行されています。まさに私の事件は、刑事司法の転換期に発生し、その中で刑事裁判が進行していきました。そのため私は常に“古い刑事司法”を体験しながら並行して“新しい刑事司法”を求めてあすの会と共に活動をさせて頂きました。自分の裁判には間に合わなくても、私と同じような不条理を感じる人を少しでも減らしたいという思いからでした。

そして、平成12年1月の“あすの会”決起以降、たった10年足らずで日本の刑事司法に犯罪被害者の権利を確立させたことはたいへんな偉業であり、微力ながらその活動に参加させて頂けたことを誇りに思います。

今回、事件発生当時18歳の少年に死刑判決が下されました。私達遺族の望む判決であり、社会正義を実現して下さった裁判所に心から感謝しています。

私は、この死刑判決を通して“人を殺めることの愚かさ”と“命の大切さ”が社会へ伝わることを切に願っています。そして、この世から犯罪による犠牲者が一人でもいなくなることを天国の家族と共に願い続けようと思います。

### 活動報告 2011年8月～2012年3月

#### 2011年8月

- 7日 第119回関西集会
- 11日 松村代表幹事代行が、第3回「神奈川県犯罪被害者等支援施策検証委員会」に出席した。
- 29日 大会・シンポジウムの記録「一瀉千里」を発行した。

#### 2011年9月

- 4日 第120回関西集会
- 11日 第105回幹事会
- 14日 宮園幹事が網走刑務所より依頼を受けて「被害者の視点を取り入れた教育」の一貫で受刑者に向けて講話をした。
- 15日 坂口会員が「被害者の視点を取り入れた教育」の一貫として豊ヶ岡学園にて講演した。

- 16日 松村代表幹事代行が、法務省第2回「被害者の視点を取り入れた教育」検討会に出席した。
- 17日 第105回関東集会
- 30日 松村代表幹事代行は全国犯罪被害者支援フォーラム2011にパネリストとして参加した。

#### 2011年10月

- 2日 第121回関西集会
- 4日 松村代表幹事代行は第3回「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」に出席した。高橋副代表幹事が随行した。
- 9日 第106回幹事会
- 12日 松尾幹事が飯塚市立岩公民館で福岡県犯罪被害者等支援担当職員研修会に於いて「被害者の心情・行政機関へ求めること」について講演した。



- 14日 高橋(幸)幹事、曾我部会員が「兵庫県こころのケアセンター」において「犯罪被害後を生きていく苦悩体験」を語り、犯罪被害への理解を広める講演活動をした。
- 15日 第106回関東集会
- 17日 松村代表幹事代行が法務省第3回「被害者の視点を取り入れた教育」検討会に出席した。
- 18日 松村代表幹事代行が茨城県警察本部 犯罪被害者支援室より依頼を受けて支援連絡協議会課員100名を対象に講演した。
- 21日 岡本会員が北海道環境生活部くらし安全局くらし安全推進課より依頼を受けて犯罪被害者等施策研修会(内閣府)において、相談などに携わる可能性のある機関・団体の職員を対象に講演した。
- 22日 第51回九州集会

## 2011 年 11 月

- 6日 第122回関西集会
- 14日 松村代表幹事代行は第4回「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」に出席した。被害者からのヒアリングで会員が実情を述べた。高橋副代表幹事が随行した。
- 16日 松尾幹事が福岡県直方警察署で「被害者遺族の心情と警察の捜査員に伝えたいこと」について講演した。
- 同日 林代表幹事が人権教育啓発推進センターの依頼で「人権啓発指導者養成研修会」で講演した。
- 18日 坂口会員が新潟県警察本部警務課 犯罪被害者支援室より依頼を受けて相談員・警察職員等120名を対象に講演した。
- 同日 廣瀬会員が宮崎県庁で宮崎県人権同和対策課の依頼で「突然犯罪被害者遺族になって」と題し、犯罪被害に遭われた方々の問い合わせや相談に対応する県市町村職員を対象に講演した。
- 19日 松村代表幹事代行は、兵庫被害者支援センターの依頼で「犯罪被害者が受ける社会からの2次被害—風評被害を受けた被害者の訴え—」と題しての講演を行った。
- 22日 岡本会員が早岐警察署より依頼を受け「長崎県江迎地区犯罪被害者支援ネットワーク総会」にて犯罪被害者の立場から講話をした。
- 25日 澤田会員が中野区より依頼を受けて犯罪被害者等支援について区民向けに講演をした。
- 26 猪野幹事が犯罪被害者団体ネットワーク犯罪被害者週間全国大会にて「犯罪被害者の声」として講演

した。

- 29日 假谷幹事が法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」において参考人として意見を述べた。
- 同日 岡本会員が早岐警察署より依頼を受け「長崎県早岐地区犯罪被害者支援ネットワーク」会議にて講演した。

## 2011 年 12 月

- 4日 第107回幹事会
- 同日 第123回関西集会
- 10日 猪野幹事が杉並区犯罪被害者支援のつどいにて「犯罪による被害者を地域で支える杉並区をめざして」とのテーマで講演した。
- 13日 小澤会員が、法務省の裁判員制度に関する検討会第8回会議のヒアリングに出席し、意見を述べた。松村代表幹事代行、高橋副代表幹事が随行した。
- 17日 第107回関東集会
- 21日 松村代表幹事代行が帯広刑務所にて「被害者の視点を取り入れた教育」の一環で講演した。
- 同日 高橋(幸)幹事、市原千代子会員が、岡山市犯罪被害者等支援条例の施行にあたり、岡山市幹部職員を対象に实际的、実務的運用をして頂けるようにと講演を行った。
- 同日 岡本会員が長崎大学教育学部にて平成23年度全学教育の一環として犯罪被害者の現状について講演した。

## 2012 年 1 月

- 9日 第108回幹事会
- 同日 第124回関西集会
- 11日 佐藤由美東京都議会議員ら5議員と、「東京都犯罪被害者等条例」について意見交換をした。
- 16日 高橋(幸)幹事が、国際医療福祉大学大学院で、犯罪被害への理解を広めるための講演をした。
- 17日 高橋(幸)幹事が、国立精神神経医療研究センターで、第6回犯罪被害者メンタルケア研修会の講師として「犯罪被害体験から学んだ精神医療のあり方」について講演した。
- 19日 林代表幹事が、大阪府の依頼で「千里青雲高校」で高校生対象の講演を行った。
- 20日 関西集会有志は、奈良県警の依頼で人形劇「悲しみの果てに」を帝塚山大学にて公演した。
- 21日 第108回関東集会
- 26日 松村代表幹事代行は、第5回「犯罪被害給付制度

の拡充及び新たな補償制度に関する検討会」に出席した。被害者からのヒアリングでは会員が実情を述べた。高橋副代表幹事が随行した。

同日 宮園幹事が法テラスに関する意見交換会に出席した。

28日 第52回九州集会

## 2012年2月

5日 内村幹事は未解決事件に関する犯人情報を求めて千葉駅で県警協力の下、ビラ配りをした。

同日 第125回関西集会

8日 高橋(幸)幹事が、宮城県警察本部警務課 犯罪被害者支援室より依頼を受けて相談員・警察職員等を対象に講演した。

17日 岡本会員が、長崎県佐世保地区保護司会から依頼を受け第6期保護司研修会にて講演した。

18日 第109回関東集会

23日 坂口会員が「被害者の視点を取り入れた教育」の一貫として豊ヶ岡学園にて講演した。

## 2012年3月

4日 第126回関西集会

10日 林代表幹事、高橋副代表幹事は大阪弁護士会シンポジウム「犯罪被害者の経済支援」にてパネリストを務めた。

16日 林代表幹事が、大阪高裁からの依頼で、判事や職員を対象とした「犯罪被害者の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための講演および意見交換」で講師を務めた。

17日 第110回関東集会

26日 松村代表幹事代行と高橋副代表幹事は、「平成20年改正少年法等に関する意見交換会」宛てに意見書を提出した。

# 関東・関西・九州集会、幹事会報告 2011年8月～2012年3月

## 関東集会報告 第105回～第110回

関東集会は8月から9月までの間に6回の集会を開催いたしました。この間に江田法務大臣から平岡法務大臣、小川法務大臣へと交代があり、死刑制度についての意見の交換がされました(3月29日には1年8ヶ月ぶりに3人について死刑が執行され、その内2人の死刑囚はあすの会会員の事件でした)。経済補償制度について検討員の松村代表幹事代行から検討会の説明を受けましたが様々の問題があることがわかりました。

加害者の矯正教育と満期出所についても議題に取り上げ、出所に対する被害者の不安と対処について話し合われました。

裁判員制度に関する検討会では小澤会員が意見を述べられたこと、これから始まると思われる被害者参加制度の見直しについても説明がされました。

ほぼ月1回の割合で、会員同士の交流と情報交換の場として開催できました。

### 関東集会 次回以降のお知らせ

日時：6月16日(土) 時間：13:00～16:50 場所：事務局までお問い合わせください。

## 関西集会報告 第119回～第126回

関西集会は8ヶ月間に月1回の集会を開催いたしました。

政令指定都市での被害者支援条例の制定について働きかけをいたしました。堺市議会議員山口典子氏にご出席をいただき市議会で支援条例を制定する際の助言を受けました。明石市で支援条例が制定されるに際し、明石の会員が自らの経験を開陳して役割を果たした報告がありました。2011年11月24日、神戸市長あて要望書提出後の神戸市における施策の推進と予算計上に続き、東大阪、尼崎など近隣大都市での実現

のため各会員が行動しました。支援条例に盛り込むべき施策として、固定資産税の減免、又は猶予など実効性のあるものを求めることについて意見がありました。

被害者の視点を取り入れた教育について、被害者が積極的に参加するための意見交換を行い、会員がいままで参加した経験を交流しました。

此花パチンコ店放火事件加害者への、元司法関係者からの死刑の適否に関し、残虐刑としての死刑執行、さらに絞首刑

問題に関する新聞記事等を材料として会員間で意見を交換しました。

高橋幸夫幹事から殺人被害者家族としての心情と、量刑としての死刑の適用に関するさまざまな問題点の提起を受け論議を深めました。

福岡県と、犯罪被害支援センターが臨床心理士を配し能動的で行き届いた相談活動をしていること、県警がきめ細かいチ

ェックリストを作成し、継続的な相談に応じられる制度化を進めていることが、講演に出向いた会員から報告され感銘を受けました。

警察庁における再被害防止要綱の改正について資料に基づき、差し迫った不安を持つ会員に対する警察の聴き取りについて報告と検討がされました。

#### 関西集会 次回以降のお知らせ

日時：6月3日（日） 時間：13：00～17：00 場所：事務局までお問い合わせください。

## 九州集会報告 第51回～第52回

新たな被害者補償制度の検討会・ヒヤリングの状況を説明報告がありました。

死刑問題に関する、法務大臣の見解について、前江田法相、現法相平岡氏の、死刑執行しない談話について話し合い「法相として職責を果たせない者が大臣を務めるべきではない」という考えが参加者全員の意見でした。また高等検察庁か

らは、現在、九州管内の死刑確定者が18名居て、執行されない現状につき、刑事局に対する要望についても話がありました。

被害に遭い亡くなった娘さんの想いを込め、中高生へ命について講演を続けている会員の近況報告がありました。

九州は範囲が広く、参加者が固定されていることや、交通費等の費用負担も考え定期的な開催はしないことになりました。

## 幹事会報告 第105回～第108回

平成23年9月以降4回の幹事会が開催されました。

主に、内閣府の下にある「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」での討議について、困窮している多くの犯罪被害者の実情を委員に聞いてもらうのが出発点であるという認識で一致し、2人の候補者を選出しました。2人は12月と1月の検討会で実情を訴えました。

死刑執行が1年以上も行われていないのは異常であり、法務大臣の罷免要求も方法論も踏まえ検討されました。予定していた第12回大会は、首題が複数あり、一命題に搾るのが困難だと思われることや、より適切な開催時期を考慮し、平成24年1月の開催は見送ることとしました。

その他入会希望者の検討、各地集会報告がなされました。

## 会 員 の 声

### 匿名会員

先月は、集会に初参加させていただきました。ありがとうございました。

初めてお会いする方たちでしたが、皆様お元気そうで私も元気に暮らさねば……と思いながら帰りました。

集会では、日弁連のなかに「被害者参加制度廃止」の動きがあることを知りました。このまま座視できな

いと思い、朝日新聞社の記者に手紙を出しました。

この方は、以前に犯罪被害者の事が世間でまだ全く知られていなかった頃に、そのあまりの悲惨さを連載して記事にされた記者さんです。その方を思いだして送らせていただきました。

## 運営の基本

### 【会員・特別会員】

会員は、生命・身体に関わる犯罪被害者及びその近親者で、当会に入会申込書を提出し、幹事会が認めた方に限ります。また、当会設立の趣旨・目的に賛同し、その実現に熱意を有する、幹事会が特に承認した方は、特別会員として入会することができます。

### 【ボランティア】

ボランティアとしてご協力いただける方はお申し出ください。登録用紙をお送りします。必要に応じて各種応援をしていただきます。

### 【報道】

当会の活動は、マスコミを通して積極的に報道してもらいますが、プライバシーは十分守ります。会員の希望により、匿名・映像カット等の措置をとります。また、会員の承諾なしに会の知り得た情報は漏らしません。プライバシーの保護には十分留意いたします。

## 会 計

当会は、会費を徴収しておりません。事務運営、事務管理、ニュース・レター発行、郵便、通信料などの諸経費は、発足以来、すべて支援者の寄付で賄われています。

ご寄付いただきました方々には、改めて厚く御礼申し上げます。引き続き皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。

### 寄付金のお振り込み先

ゆうちょ銀行

00170-6-100069「あすの会」

〇一九(ゼロイチキュウ)店(019) 当座0100069  
(他の金融機関からの振込用口座番号)

三井住友銀行 丸ノ内支店(普)6577163  
「あすの会 代表幹事 林 良平」

三菱東京UFJ銀行 丸の内支店(普)2149873  
「あすの会 代表幹事 林 良平」

## 法廷付き添いのご案内

事件を思い出す裁判傍聴に  
私たちが付き添います！

当会では、被害を受けた方が法廷で心細い思いをしないように、付き添いサービスを行っています。付添人は、当会が依頼したボランティア・会員の人たちです。

付き添いを希望される方は、事務局までお問い合わせください。その際、下記の点についてお聞きすることになりますので、お手元に資料をご用意くださいますようお願いいたします。

- 犯罪被害者名
- 主な縁故者と被害者の関係
- 被告人名
- 裁判所名・公判係属部
- 前回の公判日(傍聴券必要の有無)
- 次回の公判期日
- 付き添いを希望する者への希望(年齢等)
- 起訴状のコピー送付の可否

※調整がつかない等ご要望に添えない場合もありますので、あらかじめご容赦ください。

## 電話による無料法律相談

弁護士による無料の法律相談を**毎週水曜日**に行っています。

生命・身体に関わる犯罪被害にあわれた方、およびそのご家族でお困りの方は、お気軽にお電話ください。

時間：PM 1：00～4：00

電話：03-5319-1773

## 編集後記

3月29日に1年8カ月ぶりに死刑が執行されました。法務大臣が、法務大臣として当たり前の職責を果たしたにすぎませんが、一部のマスコミ、人権派・団体はそれに異論を唱えました。「人の命を奪う事は誰も出来ない」という主張のようですが、大切な肉親の命を奪

つておいて良く言うなと思います。被害に遭っていない幸せな人たちの言い分としか思えません。本号は、その死刑執行された死刑囚が犯人である被害者会員の想い、13年にわたる裁判を振り返っての本村さんの心境等の特集しました。

ニュース・レターに対する皆様のご意見・ご感想をお寄せください。また、取り上げてほしい記事などがございましたらお知らせください。よろしくお願い申し上げます。